

令和3年度行政事業レビューに係る行動計画

令和3年4月9日

公正取引委員会

令和3年度の公正取引委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定，令和3年3月26日改正）等によるほか，本行動計画によって定める取組体制，スケジュール等により実施するものとする。

第1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し，チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は，以下のとおりとする。

総括責任者：官房政策立案総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メンバー：官房総務課会計室長，官房参事官，官房人事課長，
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長，
審査局管理企画課長

事務局：官房総務課，官房総務課会計室

(2) チームの取組

チームは，以下の取組を行う。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ 前記①から③を踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 優良な事業改善の取組の積極的な評価

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用したレビューを実施する。

第2 取組の進め方

1 レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

令和2年度に実施した事業について、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

(2) レビューシートの作成等

レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとに作成する。

(3) 事業所管部局による点検等

事業所管部局は、レビュー対象事業について、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、厳正な点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

また、官房総務課会計室長は、事業所管部局が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているか確認し、指導する。

(4) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次の期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において中間公表する。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則として公開プロセス開始日の10日前

イ その他の事業は、原則6月末から7月上旬

2 外部有識者による点検

(1) チームは、外部有識者に点検を求める事業を選定した後、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

(2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

(3) チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

- (4) 外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表する。
- (5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。
- (6) 外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が公正取引委員会委員長に対して、直接に講評を行う機会を設ける。

3 公開プロセス（実施する場合）

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、事業の規模が大きいものなどのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるものを公開プロセスの候補事業とし、外部有識者の理解を得て対象事業を選定する。
- (2) 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局の定めに従う。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

- (1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームは、全ての事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (2) 概算要求等への反映

事業所管部局は、チームの所見を令和4年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室長は、事業所管部局がチームの所見を概算要求に適切に反映させているか確認し、指導する。

また、事業所管部局は、その反映状況等について、レビューシートに分かりやすく記入する。

5 点検結果の最終公表

- (1) レビューシートの最終公表

レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、令和4年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、同年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。
- (2) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、令和4年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

事業所管部局は、令和3年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）及び令和4年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、記入可能な範囲でレビューシートを作成する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

新規事業については令和2年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については令和4年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表する。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

チームは、新規事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートに記入する。また、事業所管部局は、チームの所見を令和4年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。

(3) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、新規事業については令和2年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については令和4年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表する。

7 その他レビューの実効性向上のための取組

(1) 優良な事業改善の取組の積極的な評価

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価し、普及させる。

(2) 本計画の見直し

本計画は、進捗状況や他省庁の取組を参考とし、必要な場合には、適時、所要の見直しを行うものとする。

第3 令和3年度の取組のスケジュール

